

## 高知県住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 県は、地域資源である太陽光を活用し、2050年カーボンニュートラル実現に向けたCO<sub>2</sub>の削減の取組を推進するため、自家消費を行う太陽光発電設備の導入促進を図ることを目的に、次条に規定する補助対象事業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市町村内で自ら居住し、又は居住を予定している専用住宅に太陽光発電設備及び蓄電池設備等の両方を導入する個人（以下「間接補助事業者」という。）に対し、発電した電力は専ら住宅において消費することを条件として、導入に要する費用の一部（間接補助金）を市町村が補助する事業とする。ただし、間接補助事業者が、既に当該専用住宅に太陽光発電設備を導入している場合であって、市町村が蓄電池設備等のみの導入に要する費用の一部を補助する場合には、補助事業とするとができる。

### (補助対象経費、補助率等)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表第1または別表第1の2に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 前条の規定にかかわらず、県の他の補助事業として採択された事業は、補助事業から除く。

### (補助金の交付の申請)

第5条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

### (補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（件数の変更を行わない事業費の30パーセント以内の減額又は事業間の配分の変更をいう。）又は知事が特別な事情によりやむを得ないと認めるものは、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後5年間保管しておかなければならぬこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示した事項
- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和

40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならぬこと。

(9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならぬこと。

(10) 間接補助事業者に県税の滞納がないこと。

(11) 市町村は、間接補助金の交付に当たっては間接補助事業者に対して前各号に掲げる条件を付さなければならぬこと。

#### (補助金の交付の決定の通知)

第7条 知事は、第5条の規定により補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適當であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付すことができる。

#### (補助金の交付の申請の取下げの期日)

第8条 市町村が規則第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付の申請の取下げをすることができる期間は、補助金の交付決定の通知後15日以内とする。

#### (補助金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、市町村又は間接補助事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に違反したとき。

(2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。

(3) 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

#### (繰越しの承認の申請)

第10条 市町村は、補助金の交付の決定があった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

2 市町村が、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第4号様式による補助金繰越承認申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

#### (年度終了実績報告)

第11条 市町村は、前条第1項ただし書の規定による繰越しの承認を受けた事業について、別記第5号様式による年度終了実績報告書を当該会計年度の翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

#### (現場検査)

第12条 市町村は、補助事業について、必要に応じて現場検査を行うものとする。

2 知事は、第5条の補助金交付申請書を受理した後において、必要に応じて現場検査等を行うことができるものとし、補助事業者及び間接補助事業者は、現地検査に協力しなければならない。

(実績報告)

第13条 市町村は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、市町村又は間接補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に違反したとき。
- (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(報告等)

第17条 知事は、市町村に対して、補助事業の適正な執行を図るために、報告若しくは資料の提出を求め、必要に応じて勧告若しくは助言をすることができる。

(情報の開示)

第18条 補助事業又は市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年6月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第9条、第16条及び第18条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年1月30日から施行する。
- 2 県が市町村に、令和6年1月29日より前に交付決定したものについては、別表第1を適用するものとし、令和6年1月30日以降に交付決定したものについては、別表第1の2を適用するものとする。

## 附則

- 1 この要綱は、令和6年7月5日から施行する。
- 2 県が市町村に、令和6年1月29日より前に交付決定したものについては、別表第1を適用するものとし、令和6年1月30日以降に交付決定したものについては、別表第1の2を適用するものとする。

別表第1（第4条関係）

（1）補助率及び補助金額

間接補助率とは、市町村が間接補助事業者に間接補助金を交付する際の1kW当たりの補助額のことをいう。

補助金額は、補助事業者が設置する住宅用太陽光発電設備と蓄電池設備の設置に対する補助金額の合計額とする。kW当たりの補助額は1件ごとに設備容量の小数点第3位までを切り捨て、補助率をかけるものとし、1件あたりの合計額に千円未満の端数が発生する場合は、1件ごとに千円未満を切り捨て交付する。

補助対象事業	補助率及び補助金額
1 住宅用太陽光発電設備設置	補助金額は、間接補助事業者が設置する太陽光発電設備の設備容量に、以下のいずれかの補助率を乗じた額以内とし、上限を1件当たり10万円とする。 (1) 間接補助率が、4万円/kW未満の場合 補助率は、間接補助率に2分の1を乗じた率とする。 (2) 間接補助率が、4万円/kW以上の場合 補助率は、2万円/kWとする。
2 住宅用蓄電池設備設置	補助金額は、間接補助事業者が設置する蓄電池設備の設備容量に、補助率として2万円/kWhを乗じた額以内とし、上限を1件当たり20万円とする。

（2）補助対象経費については、市町村が定める補助要綱のとおりとする。

別表第1の2（第4条関係）

(1) 補助率及び補助金額

間接補助率とは、市町村が間接補助事業者に間接補助金を交付する際の1kW当たりの補助額のことをいう。

補助金額は、補助事業者が設置する住宅用太陽光発電設備と蓄電池設備等の設置に対する補助金額の合計額とする。kW当たりの補助額は1件ごとに設備容量の小数点第3位までを切り捨て、補助率をかけるものとし、1件あたりの合計額に千円未満の端数が発生する場合は、1件ごとに千円未満を切り捨て交付する。

補助対象事業	補助率及び補助金額
1 住宅用太陽光発電設備設置	<p>補助金額は、間接補助事業者が設置する太陽光発電設備の設備容量に、以下のいずれかの補助率を乗じた額以内とし、上限を1件当たり20万円とする。</p> <p>(1) 間接補助率が、4万円/kW未満の場合 補助率は、間接補助率と同率とする。</p> <p>(2) 間接補助率が、4万円/kW以上の場合 補助率は、4万円/kWとする。</p>
2 住宅用蓄電池等設備設置	<p>以下のいずれかによるものとし、間接補助事業者ごとに、どちらか一方のみを利用できるものとする。</p> <p>(1) 補助対象設備を住宅用蓄電池設備とする場合、補助金額は、間接補助事業者が設置する蓄電池設備の設備容量に、補助率として4万円/kWhを乗じた額以内とし、上限を1件当たり40万円とする。</p> <p>(2) 補助対象設備をV2H充放電設備とする場合、次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金(令和4年度補正・令和5年度補助金)の補助対象設備とする。なお、V2H充放電設備補助金との併用可能とし、今後次世代自動車振興センターにおいて、補助対象設備が追加される場合には、本事業の補助対象設備に追加する。</p> <p>補助金額は、以下のいずれかの少ない方とし、上限を1件当たり30万円とする。</p> <p>① 次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金(令和4年度補正・令和5年度補助金)における銘柄ごとの補助金交付上限額に0.4を乗じた金額 ※次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金(令和5年度補正・令和6年度補助金)において補助対象設備として追加された銘柄の補助金額は、次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金(令和5年度補正・令和6年度補助金)における銘柄ごとの補助金交付上限額(補助率1/2)に0.4を乗じた金額</p> <p>② V2H充放電設備の購入費(税抜)に0.2を乗じた金額</p> <p>次世代自動車振興センター：令和5年度補正・令和6年度補助金(V2H充放電設備)  <a href="https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html">https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html</a></p> <p>次世代自動車振興センター：令和4年度補正・令和5年度補助対象V2H充放電設備  <a href="https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4ho/R4ho_v2h_meigaragotojougen.pdf">https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4ho/R4ho_v2h_meigaragotojougen.pdf</a></p> <p>次世代自動車振興センター：令和5年度補正・令和6年度補助対象V2H充放電設備  <a href="https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h-v2l_pdf/R6/R6_v2h_meigaragotojougen.pdf">https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h-v2l_pdf/R6/R6_v2h_meigaragotojougen.pdf</a></p>

(2) 補助対象経費については、市町村が定める補助要綱のとおりとする。

## 別表第2（第6条、第9条、第16条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。